

## 第 20 号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、区の基準についても改正を行う。

### 2 改正内容

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 86 号）の施行により、特定教育・保育施設の重要事項について書面の掲示等を義務付けている規制について、当該掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨等の規定が追加された。

### 3 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

### 4 施行日

令和 6 年 4 月 1 日（第 53 条の改正規定は公布の日）

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成26年7月11日条例第25号</p> <p>第1条～第22条 (略)  <u>(揭示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>第24条～第52条 (略)            (電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: right;">平成26年7月11日条例第25号</p> <p>第1条～第22条 (略)  <u>(揭示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p> <p>第24条～第52条 (略)            (電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>